

2020年  
12月7日号

## 金融分野に関する Brexit の最新動向

執筆者:伊東 啓、丸川 顕子

### 1. EU・イギリス間の交渉状況

イギリスは、2020年1月にEUと離脱協定を締結し、EUを正式に離脱しました。もともと、イギリスのEU離脱による各方面への激変を緩和するため、2020年12月末までの11か月間は移行期間とされ、その間イギリスはEU加盟国としての地位を維持したまま、EUとの間でBrexit後の新たな関係を交渉することとされています。当初は、2021年1月以降も移行期間が延長されるか否かが焦点となっていました。ボリス・ジョンソン英首相は移行期間を延長しない意向を早々に明らかにし、2020年6月15日、イギリス及びEUの首脳会議において移行期間を延長しない方針が両者の間で正式に確認されました。したがって、イギリスは、2021年1月以降、EU加盟国としての地位を失い、EUの関税同盟・単一市場から脱退することになります。そのため、イギリスとEUの間では、関税・漁業権・金融サービス等に関して、Brexit後の枠組みを定めるための交渉を行うことが急務となっています。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大への対応に各国が追われる中、両者の交渉には遅れが生じており、移行期間満了まで1か月を切った現在でも先行きが見通せず、その動向に引き続き注視する必要があります。

本ニューズレターでは、金融サービスに関するイギリスと他のEUとの交渉の最新動向について概説します<sup>1</sup>。

### 2. 金融サービスに関する検討状況

#### (1) パスポート制度と同等性評価

金融サービスに関して、EUは「パスポート制度」と呼ばれる単一免許制度を採用しており、EU又は欧州経済領域(European Economic Area(EEA))域内でライセンスを受けた金融機関は、最小限の承認を追加で取得することにより、EU/EEA域内において

<sup>1</sup> 本ニューズレターは2020年12月4日(日本時間)現在の情報に基づいて記載しています。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (E-mail: [newsletter@jurists.co.jp](mailto:newsletter@jurists.co.jp))

クロスボーダーで金融サービスを提供することが可能です。現在、在イギリスの金融機関はかかるパスポート制度に基づいて EU/EEA 域内において金融サービスを提供しています。しかし、移行期間経過後は、当該ライセンスが失効するため、各国の厳格な金融規制を別途遵守しない限り、在イギリスの金融機関は EU/EEA 域内における金融サービスの提供を継続することができなくなります。

かかるパスポートに代わる措置として、EU とイギリスとの間で模索されているのが、第三国の金融規制に関して自国の金融規制との「同等性(equivalence)」を認めるという手法です。すなわち、EU が既存法令の枠組みに基づいて第三国の金融規制を EU 規制と同等と評価することにより、第三国の金融機関には EU 市場へのアクセスが許容されることとなります。しかし、この同等性評価の枠組みはパスポート制度に完全に代替可能なものではありません。その理由の一つとして、預金業務等の一部の金融サービスに関しては、そもそも同等性評価の対象に含まれていないため、このような業務に関しては当該枠組みに基づいてクロスボーダーでサービス提供を行うことができないことが挙げられます。その他にも、同等性評価は、評価国が第三国に対して一方的に行うものであり、評価国は 30 日前に第三国に対して通知することにより、何らの理由も要することなく同等性評価を撤回することが可能であるため、金融機関が同等性評価の枠組みに依拠して金融サービスの提供を行うことには実務的なリスクが伴うと考えられます。

また、現在の EU とイギリスとの間の交渉状況に鑑みると、移行期間内にどこまで同等性評価がなされるのか見通しが立たない状況です。もともと同等性評価に関しては、離脱協定と同時に承認された政治宣言において、2020 年 6 月末までに EU・イギリスにおいてお互いの金融規制の評価を完了するよう努力する旨の拘束力のない合意がなされていました。しかし、イギリスは金融規制の同等性に関連する 28 項目の質問事項のうち、わずか 4 項目にのみ回答したにとどまり、両者は同等性評価を完了できないまま 2020 年 6 月末の期限を徒過してしまいました。その後、イギリスは質問事項への回答を欧州委員会に提出したものの、現在までに同等性評価がなされたのは、次項に述べる EU が在イギリスの清算機関の同等性を時限的に認めた点のみであり、その他の分野に関してどこまで同等性評価が行われるのかは依然として不透明なままです。

## (2) デリバティブ取引に係る清算機関の利用

2008 年の金融危機以降、店頭デリバティブ取引は金融機関同士が相対で取引することはできず、取引当事者の間に中央清算機関が入り、中央清算機関が取引を清算することが義務付けられています。これは、中央清算機関が取引当事者間の債権債務を引き受け、金融機関が相手方のデフォルト・リスクを直接負わないようにすることで、相手方の破綻が金融機関に連鎖し、システムミック・リスクが引き起こされることを回避することを目的としています。イギリスには、LCH、ICE クリア・ヨーロッパ、及び LME クリアという 3 社の清算機関が存在しており、現在イギリスは EU のみならず全世界における清算業務の中心地となっています。そのため、移行期間経過後も EU の市場参加者が在イギリスの清算機関による清算を利用できるのが EU とイギリスとの間の交渉の焦点の一つとなっていました。

この点について、EU の欧州委員会は、2020 年 9 月 21 日、EU の市場参加者を対象として、在イギリスの清算機関による清算を 2022 年 6 月まで利用することができる旨を公表しました。この措置は、在イギリスの清算機関について恒久的な同等性を認めたものではなく、あくまでも金融市場の安定性を確保することを主眼とする時限的な措置にとどまります。その背景には、前述のとおり、EU の金融市場が在イギリスの清算機関による清算に依存している現状があるため、移行期間満了と同時に在イギリスの清算機関へのアクセスが不可能になってしまうと、金融市場の安定性を損ないかねないという懸念があります。そのため、EU の市場参加者に対して、移行期間経過後も 18 か月という猶予期間が与えられ、その間に EU の市場参加者は在イギリスの清算機関へのエクスポージャーを減少させ、他の清算機関へ移行する対応を迫られることとなります。

## (3) EU とイギリスの今後の交渉の見通し

同等性評価に関する交渉は、EU とイギリスとの貿易に関する交渉とは独立して進められていますが、貿易交渉がまとまれば、それに続いて同等性評価に関する検討状況にも一定の進捗が見られるのではないかという見方もあります。貿易交渉に関してイ

ギリスは、移行期間満了までに EU と自由貿易協定を締結することを目指し、EU 首脳会議が開催される 2020 年 10 月半ばを交渉のターゲットとして対話を続けてきました。しかし、両者の貿易交渉には未解決の課題が残っており、またイギリスが英領北アイルランドと EU 加盟国アイルランドとの国境線に関する離脱協定の合意内容を反故にする国内法案を議会に提出したことを受け、両者の関係も悪化していたことから、当初ターゲットとしていた 2020 年 10 月半ばには合意に至りませんでした。その後も EU とイギリスとの間で貿易交渉は継続されているものの、漁業権、競争環境確保のためのルール及びエンフォースメントに関してなお対立があり、移行期間満了まで残すところ 1 か月を切った現在でも自由貿易協定の締結に至るか予断を許さない状況です。これに加え、Brexit 後のイギリスがどのような金融行政を確立するか不透明な状況に鑑みると、同等性評価に関する両者の検討についても、本年中に顕著な進捗がある可能性は低いといわざるを得ないでしょう。

### 3. 終わりに

今後、EU とイギリスとの間で同等性評価に関する交渉に進捗がないまま移行期間満了を迎えた場合、2021 年 1 月以降、在イギリスの金融機関は EU/EEA 域内におけるパスポートを失うとともに、同等性評価の枠組みの下でのアクセスも得られないままとなってしまう。在イギリスの金融機関においては、イギリスの EU 離脱を見据えて、EU/EEA 域内へのサービス提供を継続できるように、既に現地に拠点を設け、必要な契約や取引関係を移管する等の対応を行ってきたところ。もっとも、現状の EU とイギリスの交渉状況に鑑みると、そのような取引関係の移管のみならず、人員や資産の拡充、オペレーションの構築等、当該拠点において金融サービスを提供し続けることができる強固な体制を早急に整備する必要性はますます高まっているといえるでしょう。

以上



いとう けい  
**伊東 啓**

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

[k\\_ito@jurists.co.jp](mailto:k_ito@jurists.co.jp)

アセット・マネージメント(ファンド、証券投資信託、投資顧問等)、証券業務、国際金融、ストラクチャードファイナンス、その他金融全般を専門とする。



まるかわ あきこ  
**丸川 顕子**

西村あさひ法律事務所 大阪事務所 弁護士

[a\\_marukawa@jurists.co.jp](mailto:a_marukawa@jurists.co.jp)

2009 年弁護士登録。2020 年ニューヨーク州登録。主に、M&A・一般企業法務を専門とするほか、日系金融機関(ロンドン支店)への出向経験も活かし、銀行法・金商法等の金融規制法にも精通。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters>>に掲載しておりますので、併せてご覧下さい。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: [info@jurists.co.jp](mailto:info@jurists.co.jp) URL: <https://www.jurists.co.jp>

© Nishimura & Asahi 2020